

意見案第9号

「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書

国は「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいる。

北海道では、米政策改革大綱以降、行政・農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、水田のフル活用を図りながら、一貫して生産数量の目標値を達成してきたが、全国においても、飼料用米、麦・大豆等への転換が進み、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が全国に浸透しつつある。

しかしながら、特に専門的な担い手経営が多数を占める北海道の稲作農家においては、平成30年産以降の全国的な需給調整の全貌が見えないことや、これまで生産数量目標達成のためのインセンティブ措置としての役割を果たしてきた「米の直接支払交付金」の廃止などに伴い、全国的な需給緩和による米価下落など、将来の稲作経営の安定化に対して不安や懸念を抱いている状況にある。

よって、国においては、米政策の見直しに対する道内稲作農家の不安を払拭し、稲作経営の安定と担い手経営の再生産を確保するため、主食である米の需給及び価格の安定と本道水田農業の持続的発展に寄与する政策を確立するよう強く要望する。

記

- 1 国は、食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を遂行するため、豊凶を含む環境の変化に応じた需給調整対策に官民一体となり取り組むとともに、生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための奨励措置として、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。
- 2 国民の主食である米の安定生産を確保し、それを担う中心的な稲作農家の経営安定を図る観点から、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の拡充や現在、調査・検討を行っている収入保険制度の導入により、担い手経営の再生産を確保する万全な経営所得安定対策を構築すること。
- 3 日本型直接支払いなど水田農業の持続的発展に資するため各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	

北海道議会議長 遠 藤 連